

重要事項説明書

本説明書は、赤芝第二保育園（以下「当園」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を示すものです。

令和6年4月1日現在

1 設置者

設置者の名称	社会福祉法人赤芝心育会
代表者氏名	理事長 船津 攻
所在地	川口市赤山193-2
電話番号	048-291-0561

2 目的及び運営方針

目的	保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とします。
運営方針	- 当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。 - 保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。 - 利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。 - 児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとします。

3 当園の概要

名称	赤芝第二保育園					
所在地	川口市戸塚東1-2-27					
電話番号	048-297-6771					
認可年月日	平成22年4月1日					
管理者（園長）氏名	藤森 ゆき路					
利用定員	60名					
内訳	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	5名	7名	12名	12名	12名	12名

職員の研修実施状況	1 川口市が実施する保育士研修に参加 2 園内研修に参加
嘱託医	須田 淳
病院名	須田医院
電話番号	0 4 8 - 2 8 1 - 2 5 2 6
嘱託歯科医	小久保 尚
病院名	小久保歯科医院
電話番号	0 4 8 - 2 8 1 - 1 7 7 4

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者（園長）	1 名	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
主任保育士	1 名	地域の保護者等への子育て支援、管理者（園長）の補佐、保育士等の統括
保育士	1 3 名	保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
調理員	3 名	給食調理業務
事務員	1 名	事務全般
嘱託医	2 名	子どもの健康診断、健康相談及び助言指導等

5 開園日、開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	7 時 0 0 分から 1 9 時 0 0 分まで (土曜日は 7 時 3 0 分から 1 8 時 0 0 分まで)
保育標準時間	7 時 0 0 分から 1 8 時 0 0 分まで
延長保育時間	朝 なし
延長保育時間	夕 1 8 時 0 0 分から 1 9 時 0 0 分まで (土曜日はなし)
保育短時間	8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分まで
延長保育時間	朝 7 時 0 0 分から 8 時 3 0 分まで
延長保育時間	夕 1 6 時 3 0 分から 1 9 時 0 0 分まで (土曜日は 1 6 時 3 0 分から 1 8 時 0 0 分まで)

6 保育士配置基準

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
3 : 1	5 : 1	6 : 1	1 7 : 1	2 7 : 1	2 7 : 1

7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とします。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

8 施設の概要

敷地面積	675.75㎡
建物構造	鉄骨造
建築年次	平成22年
建物面積	656.24㎡
乳児室	1室 30.06㎡
ほふく室	1室 29.16㎡
保育室	4室 117.45㎡
遊戯室	1室 99.94㎡
屋外遊戯場	敷地内 164.00㎡
設備概要	調理室、事務室（医務室兼用）、トイレ
加入保険	傷害保険、施設賠償責任保険

9 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

1 0 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- 1 当園の施設内において調理するものとする。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

1 1 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、1年2回の定期健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとします。

1 2 利用者負担額

保育料（0、1、2歳児）	川口市が利用者ごとに定める額を川口市に支払うものとする	
延長保育料	保育標準時間	200円／回もしくは3,000円／月を当園に支払うものとする
	保育短時間	200円／回を当園に支払うものとする
	閉園後	500円／15分を当園に支払うものとする
	電車遅延	遅延証明がある場合は無料
	土曜閉園後	500円／15分を当園に支払うものとする
主食費（3、4、5歳児）	1,000円／月を当園に支払うものとする	
副食費（3、4、5歳児）	4,500円／月を当園に支払うものとする	
おむつ代	150円／日を当園に支払うものとする（当園支給の場合）	
傷害保険料	250円／年を当園に支払うものとする	

1 3 緊急時等の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど別に定める「危機管理マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じます。

1 4 非常災害時の対応

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「災害・防災対応マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

1 5 虐待等の防止

1	利用乳幼児の人権の擁護・虐待防止のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるように努めます。
2	当園は保育の提供中に児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる利用乳幼児を発見した時は、速やかに川口市に通告し、必要な協力を行います。

1 6 個人情報保護

1	当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
2	小学校、他の特定教育・保育施設等に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際は、利用乳幼児の保護者の同意を得るものとします。

1 7 連携施設

名称	赤芝保育園
施設の類型	特定教育・保育施設
所在地	川口市赤山193-2
連携内容	年1回程度の交流

1 8 保育内容に関する相談・苦情

当園	窓口設置場所	赤芝第二保育園 事務室内
	窓口開設時間	11時00分から14時00分まで
	担当者氏名	金子 美里
	受付方法	電話：048-297-6771
川口市	担当課	保育運営課指導係
	所在地	川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階
	受付時間	8時30分から17時15分まで
	受付方法	電話：048-258-1110（代表番号） メール：083.04502@city.kawaguchi.saitama.jp